

2023年8月9日

企業会計基準委員会（ASBJ）御中

パナソニックホールディングス(株)

企業会計基準公開草案 第73号「リースに関する会計基準（案）等」
（以下「公開草案」）へのコメント

まずは、本来8月4日金曜日にコメントを提出すべきところ、産業界からの意見との整合性を確認するステップの日数を考慮しておらず、期限を超えて本日8月9日朝に、本コメントを提出することになってしまったことをご容赦願いたい。

本公開草案へのパブリックコメントの機会をいただき感謝申し上げます。重要部分および追加部分につき、以下のとおり、コメント申し上げます。

<総論>

我が国における「リースに関する会計基準」についての国際的な会計基準（IFRS）との整合性確保を目指すための、ASBJ本公開草案の趣旨・方向性は理解できる。

具体的には、我が国として、連結決算上のIFRS（国際財務報告基準）任意適用企業の増加を加速させようとしていることを踏まえると、今後開発・改訂される基準は、可能な限り、IFRSとの整合性・一致を図っていくことが非常に重要であると考えます。IFRSの考え方に、我が国の会計基準（特に連結財務諸表）を寄せていくことは当然ではあるが、米国会計基準にも同程度に近しく寄せていくのは、大きなコンセプトと乖離が生じ、財務諸表作成者のみならず、利用者等の関係者も混乱することを懸念している。

一方、我が国においては、日本基準適用企業も数多く存在しており、一定程度の日本特有の商慣行の観点からは様々な論点を検討する必要があると認識している。例えば、「連単一致の会計処理」は理想的ではあるものの、国際的にはIFRSは連結決算に適用する会計基準であると考えてみれば、一部またはかなりの部分で、「連単一致」に固執し過ぎることは現実的ではない可能性もあると感ずる。

連結財務諸表ベースでの開示・比較が国際的に主流となっている中で、個別財務諸表にまで国際的な比較可能性の確保を一律に求めることは、実務負荷を考慮した費用対効果の観点から、避けることも妥当な考え方であり、連結財務諸表作成の際に連結消去されるグループ間取引に対する取り扱いについてなども含めて、「連単一致に固執しない」ある程度の特例措置対応などの検討が必要であろう。

<借手リース>

質問 16 (セール・アンド・リースバック取引に関する質問) 適用指針 51～54 項

同意しない。IFRS と同様の会計処理も選択肢として認めるべきである。

(理由)

ASBJ の公開草案は米国会計基準 Topic 842 と整合性のある会計処理を採用していることは理解できるが、IFRS のセール・アンド・リースバックの会計処理を選択肢としても認めていない点が問題である。IFRS を任意適用している企業は、IFRS のセール・アンド・リースバックの会計処理を単体の日本基準としても使いたいというニーズがあり、このニーズに対応できるように、日本基準としても、セール・アンド・リースバックについて、IFRS と同様の会計処理を選択肢として認めるべきである。

<貸手リース>

質問 7 (貸手のリース期間に関する質問) 会計基準 30 項

同意しない。IFRS と同様の貸手のリース期間の決定方法も選択肢として認めるべきである。

(理由)

ASBJ の会計基準案 30 項では、「貸手は、貸手のリース期間について、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、リースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかかな場合の再リース期間を加えて決定する。」となっている。理由としては、(1) 貸手は、借手による延長又は解約オプションの行使可能性が合理的に確実か否かを評価することが困難であること、(2) 本会計基準は、主として借手の会計処理について改正を行うものであることとされている（会計基準案 BC33 項）。一方で IFRS では貸手のリース期間は、借手のリース期間と共通の定めになっており、仮に IFRS 適用会社が延長権を行使することが合理的に確実である期間や、解約権を行使しないことが合理的に確実である期間を見積もった上でリース期間を決定した場合には、GAAP 差となる可能性があることから、原則は会計基準案 30 項としつつも、これらの期間を合理的に見積もることができる場合には、その期間も考慮して IFRS 同様の貸手のリース期間を決定できるようにするべきである。

<貸手リース>

質問 17 (貸手のファイナンス・リースで所有権移転外と所有権移転に区分し、かつそれぞれ科目が異なることに関する質問) 適用指針 67、74 項

同意しない。所有権移転外と所有権移転に区別する必要はなく、貸手の勘定科目は統一するべきである。

(理由)

ASBJ の公開草案の適用指針 67 項により、貸手のファイナンス・リースのうち所有権移転外ファイナンス・リースに分類した場合は、リース投資資産を計上する。一方で、公開草案の適用指針 74 項により、所有権移転ファイナンス・リースに分類した場合にはリース債権を計上する。

この点、**IFRS では貸手のファイナンス・リースに関しては、所有権移転外・所有権移転ファイナンス・リースに分類せずに、ファイナンス・リースにより保有する資産を未収入金として、正味リース投資未回収額に等しい金額で財政状態計算書上に認識する (IFRS16.67)**。この点、所有権移転外・移転に関わらず、ファイナンス・リースの経済的実態は、借手が当該資産を購入したのとほぼ同じ経済的効果をもたらすものである。そのため、当公開草案のように、**貸手のファイナンス・リースを所有権移転外・移転に区分する必要はなく、IFRS と同様にリース債権に統一するか、せめて本公開草案と IFRS 第 16 号同様の選択肢を設定することが必要である。**

<リース会計基準に対応した税制改正への要望として>

- ① オペレーティング・リースをオンバランスした場合、会計基準で発生する費用を損金として認めるよう調整をはかっていただきたい。(ただし、キャッシュが発生していない部分があり、ハードルが高い可能性はあるが)
- ② リースの新基準が導入されても、従来の税制で認められていた 300 万円以下のリースを含めて損金処理できる部分はそのまま継続してほしい。そのためには、現在、公開草案に含まれている 5 千米ドル基準については、我が国の基準に為替変動に左右される外貨建て金額を設定することには違和感があり、少なくとも**個別財務諸表作成においては、外貨建て金額 (5 千米ドル) 基準の設定は削除することを指摘したい。**

以上